

調整控除に係る人的控除額の差の一覧

所得控除		市・県民税	所得税	差額	所得控除	あなたの合計所得金額	差額	
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円	配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	5万円
	特別	30万円	40万円	10万円			900万円超950万円以下	4万円
	同居特別	53万円	75万円	22万円			950万円超1,000万円以下	2万円
寡婦控除		26万円	27万円	1万円		老人配偶者 (70歳以上)	900万円以下	10万円
ひとり親控除	父	30万円	35万円	※1 1万円			900万円超950万円以下	6万円
	母	30万円	35万円	5万円			950万円超1,000万円以下	3万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円	※2 配偶者特別控除	配偶者の 合計所得金額が 48万円超50万円未満	900万円以下	5万円
基礎控除		43万円	48万円	5万円			900万円超950万円以下	4万円
扶養控除	一般扶養	33万円	38万円	5万円			950万円超1,000万円以下	2万円
	特定扶養(19歳以上23歳未満)	45万円	63万円	18万円		配偶者の 合計所得金額が 50万円以上55万円未満	900万円以下	3万円
	老人扶養(70歳以上)	38万円	48万円	10万円			900万円超950万円以下	2万円
	同居老親等	45万円	58万円	13万円			950万円超1,000万円以下	1万円

※1) 税制改正前の(令和2年度まで)の寡夫控除の差額(所得税27万円、住民税26万円)が適用されます。

※2) 「配偶者特別控除」における人的控除の差については、実際の差額と異なる金額で計算されます。